

平成21年度

農林水産物等輸出促進支援事業
のうち
ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策
公募要領

平成21年5月

農林水産省大臣官房国際部
輸出促進室

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策に応募される皆様へ

本事業は、日本産農林水産物・食品について、海外の新興市場におけるショッピングモール等の一部を活用した新形態の販売促進活動を実施することにより、現地の富裕層等の需要を開拓することを目的とした補助事業です。

具体的には、現地事情について情報収集し、販売活動を実施する店舗の運営体制を構築するとともに、それを運営し、さらに現地市場への浸透のための販売促進活動を行うものです。

補助事業を実施するにあたっては、「農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱」(別添1)、「農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱」(別添2)のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」などを遵守していただく必要があります。この点をご理解の上ご応募頂きますようお願いいたします。

以下に、補助事業を実施するに当たって注意すべき事項をお示しします。

1 補助事業を受ける方の遵守義務等

(基本的責務)

- ・ 補助事業者は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、誠実に事業を行うよう努めなければなりません。
- ・ 補助金の他の用途への使用をしてはなりません。

(補助金の経理)

- ・ 補助金の交付を行う際には、どのような目的で、いつ、いくら支出されたか等について明らかにされる必要があります。従って、団体のその他の活動に係る経理と明確に区分された、補助金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類又は関係資料を整理し、保管しておく必要があります。
- ・ 補助事業により取得した財産を、農林水産省の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。

(申請の取り下げ)

- ・ 補助金の交付決定の内容又は条件に不服があるときは、農林水産大臣の定

める期日までに申請の取り下げをすることができます。

(状況報告)

- ・ 事業遂行状況の報告をする必要があります。

(実績報告)

- ・ 事業が完了したときは、成果を記載した補助事業実績報告書による報告をしなければなりません。

(補助金の返還)

- ・ 補助金の交付の決定を取り消された場合、既に補助金が交付されている場合は、補助金を返還しなければなりません。

2 農林水産省が取り得る措置

(基本的措置)

- ・ 補助金の他の用途への使用をしたり、交付決定の内容又は条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- ・ 補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、立入検査をする場合があります。

(交付の決定)

- ・ 補助金の交付申請があったときは、書類の審査及び現地調査等により、補助金の交付の申請が法令等に違反していないか、事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助金を交付します。

(事業遂行命令)

- ・ 事業の遂行状況が交付決定の内容又は条件に従っていないと認められた場合は、補助事業を遂行すべきことを命じ、それに違反した場合は補助事業の一時停止を命じる場合があります。

(成果報告の調査及び是正措置)

- ・ 補助事業の成果の報告を受けた場合は、書類の審査及び現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容や条件に適合するかどうかの調査を行います。
- ・ 成果の報告に係る事業の成果が交付決定の内容や条件に適合しない場合は、これに適合させるための措置をとることを命じる場合があります。

平成21年度農林水産物等輸出促進支援事業のうち
ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策公募要領

平成21年5月29日付け国際第227号
農林水産省大臣官房国際部長

第1 はじめに

農林水産物等輸出促進支援事業のうちショッピングモール活用型需要開拓緊急対策の実施については、この要領に定める。

第2 目的

我が国農林水産業等の更なる発展を目指し、農林漁業者や関係団体等の取組により、我が国農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする政府目標を達成するためには、円高や世界的な不況により輸出環境が悪化する中においても、これまで開拓してきた海外における市場を維持・確保した上で、状況が好転した際には、輸出を伸張できるようにするための対策を講じておく必要がある。

このことから、本対策においては、日本産農林水産物・食品について、日本全国から有望品目を募り、海外の新興市場におけるショッピングモール等の一部を活用した新形態の販売促進活動を実施することにより、現地の富裕層等の需要を開拓することを目的とする。

第3 公募対象

公募対象は、次の(1)及び(2)に掲げる事項を一体的に実施する取組に関する事業企画案とする。

(1) 運営体制構築

現地事情について情報収集するとともに、店舗の運営体制を構築する。

事業者が行うべき事項は次のとおりとする。

事業実施国・地域の市場特性、輸出有望産品、店舗の設置が可能な場所に関する
事前調査

現地における販売体制の構築（現地パートナー会社、販売員の教育等）

販売品目の輸送体制構築

販売品目の公募にかかる体制構築

国内の生産者等の出品者のうち、現地での販売促進活動を行う者への相談受付、
アドバイス等の支援

店舗運営計画の策定

(2) 運営・販売促進

現地における販売店舗の運営、販売品目を現地市場へ浸透させるための販売促進活動を行う。

事業者が行うべき事項は次のとおりとする。

事業目的を十分に達成できる販売エリアの確保

店舗の造作、装飾、什器等の手配
販売員の配置
販売品目の国内募集及び選定
販売エリアを利用した販売促進イベントの実施（販売促進イベントについては、可能な限り国内の生産者等の参加を得て行うこと）
販売量、販売金額、性別・年齢層別売れ筋商品等の情報収集
農林水産省への実施報告書の提出

第4 本事業の対象となる団体

本事業の実施主体は民間団体（民間企業、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人（ 1 ）、協同組合、企業組合、輸出組合、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人）又は農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5の1に規定する特認団体とし、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施する能力を有する団体であること。
- （2）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- （3）日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

（ 1 ）特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年3月 29 日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

第5 本事業の対象となる経費

上記第3の取組に直接必要となる経費に限ることとする。具体的な補助金の対象経費は、別表ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策の対象経費のとおりとし、それ以外の経費は対象としない。

第6 補助金の額、補助率

補助金の額は、事業の実施に必要となる経費について、1実施地域あたり概ね65,000千円を上限として定額で助成する（ただし、店舗の規模、販売品目等を勘案して、第13の事業選定審査委員会が適当と認めた場合はこの限りではない）。

第7 実施対象都市・地域

本事業の実施対象都市は、日本産農林水産物・食品の輸出について既存の確立した民間商流が無いといった新興国の都市（4箇所程度）とする（ただし、販売品目等を勘案して、第13の事業選定審査委員会が適当と認めた場合はこの限りではない）。平成21年度農林水産物等海外販路創出・拡大事業（常設店舗活用型輸出対策）における実施都市

となっているアラブ首長国連邦のアブダビ及びロシア連邦のモスクワは対象としない。

第8 補助事業の実施期間

実施期間は、交付決定日から平成22年3月31日までとする。

なお、店舗における販売活動期間は、継続した相当程度の一定期間を確保するものとする。

第9 公募期間及び配布場所

平成21年5月29日(金)～6月26日(金)までの29日間とする。

(注) 予算の執行状況等により第二次以降の公募を行うことが有り得る。

第10 公募に関する説明会の開催

- ・日時：平成21年6月5日(金) 13時00分～ (1時間程度)
- ・場所：農林水産省国際部第3会議室(本館地下1階 ドア番号NO.016)

出席を希望する者は、公募に関する説明会出席届(別紙様式第1号)を、6月3日(水)までに第17の窓口へ提出(FAX可)すること。

第11 公募参加表明書に関する事項

応募者は、公募参加表明書(別紙様式第2号)を作成の上、6月15日(月)までに第18の窓口へ提出(FAX可)するものとする。

第12 申請書等に関する事項

1 申請書等の提出

応募者は、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第4及び第5に基づき事業実施計画の承認申請書等を提出するに当たっては、2に掲げる書類と併せて第18の窓口へ提出するものとする。なお、1応募者が提出できる企画提案は、1実施都市あたり1企画提案とする。1応募者が複数の実施都市についての提案を行うことは妨げない。

2 申請書に添付するその他の書類

(1)第4に記載された団体のうち「特認団体」以外の団体にあつては以下の資料

ア 定款又は寄付行為及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)

イ 業務・活動内容を示したパンフレット(又はリーフレット等)

ウ その他、応募者が補助事業を適正に執行できる体制にあることを示す資料

(2)第4に記載された団体のうち「特認団体」に該当する応募者

ア 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約(又はそれに準じるもの)

イ 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算

ウ 業務・活動内容を示したパンフレット(又はリーフレット等)

エ 応募者が補助事業を的確に実施できる能力及び実施体制を有することを示す資

料及び補助事業に係る経理及びその他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有することを示す資料

オ その他参考資料

(注)新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)も併せて添付すること。

- (3) 輸出拡大に向けたこれまでの取組活動やその成果に関する資料(様式任意)
- (4) その他申請に当たり参考となる資料

3 作成・提出に当たっての注意事項

- (1) 1に基づき提出する書類(以下、「申請書等」という。)は、ワードプロセッサ等により日本語で作成するものとし、A4版(縦)の用紙に印刷したものとする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象とはならないので、本公募要領、実施要綱及び農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付要綱」という。)を熟読の上、注意して作成すること。提出した書類の差替えは原則として認めない。
- (3) 申請書等の作成等に要する費用は、承認・不承認の成否を問わず応募者が負担するものとする。
- (4) 提出された申請書等は返却しない。

4 申請書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成21年6月26日(金) 15時 必着
- (2) 提出方法 郵送又は直接提出により行うこと。
- (2) 提出先 第18の窓口
- (3) 提出部数 承認申請書 10部
申請書に添付するその他の書類 1部

第13 申請書等の審査

- 1 提出された申請書等は、実施要綱第3の3の規定に基づく「農林漁業者等マッチング支援緊急対策及びショッピングモール活用型需要開拓緊急対策事業選定審査委員会設置要領」(平成21年5月20日付け21国際第190号農林水産省大臣官房国際部長通知)により設置された外部有識者等で構成される事業選定審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が、申請書等について採点・審査を行い、予算の範囲内において、補助事業実施候補者又はそれ以外の者を特定し、国際部長に報告する。

審査要領については、審査委員会の意見を聴いて国際部長が別に定めるものとし、審査の内容については、非公開とする。

なお、審査委員会は、必要に応じて、申請書等の内容について、当該申請書等の申請者又はその代理の者からヒアリング審査を実施する場合がある。ヒアリング審査は、農林水産省本省庁舎(東京都千代田区霞が関1-2-1)内で行うが、その期日、時間等詳細については、別途、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室から、ヒアリング審査の実施日の1週間前までに連絡する。

ヒアリング審査をする場合において、ヒアリング審査に出席しなかった場合は、申

請を辞退したものと見なす。

また、ヒアリング審査に出席するための経費は申請者側の負担とする。

2 国際部長は、審査委員会からの報告に基づき、同報告を受理した日から概ね2週間以内に、事業実施候補者又はそれ以外の者を決定し通知するものとする。

なお、審査の経過や審査に係る問い合わせには応じない。

3 補助事業実施候補者から補助事業実施候補者辞退届(別紙様式第3号)の提出があった場合は、事業実施主体としない。

4 申請書等の審査の主な観点は以下のとおりとする。

(1)事業実施体制(担当者数、配置計画、担当者の役割分担等を記載すること)

(2)事業実施国の市場特性及び輸出拡大のための課題の分析

(3)店舗の設置場所(設置するショッピングモール等の名称)及び販売産品の輸送ルート

(4)店舗の運営時期

(5)店舗のコンセプト、構造及びデザイン(イメージ図を含む)

(6)販売産品の募集・選定方法

(7)現地市場の需用者に対するプロモーションの内容・方法

(8)販売促進イベントの内容

(9)国内の生産者等との連携方法

(10)報告書提出までのスケジュール

(11)積算内訳

第14 重複申請等の制限

(1) 実施要綱別表1の1～5に掲げる事業との重複応募については、これを妨げない。

(2) 提出された企画提案が、同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金を受けている場合は、審査の対象から除外され又は採択の決定若しくは補助金の交付の決定を取り消すこととする。なお、他の事業への申請段階(採択が決定していない段階)で、本事業に応募することは差し支えないが、他の事業への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場合がある。

第15 収益利得の禁止

事業実施者は、本事業によって収益を得てはならない。

第16 特許権等の帰属

本事業の実施により得られた特許権、特許登録を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権設定の登録権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権等」という。)等については、事業実施主体に帰属することとするが、以下の項目を遵守することを条件とする。

(1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞

なく国に報告すること。

- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該許諾権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

第17 成果の取り扱いについて

報告書等の事業の成果については、農林水産省ホームページへの掲載、その他農林水産省による普及・啓発を目的とした利用を妨げないこと。

第18 応募・照会窓口

本公募要領に関する問い合わせ及び各種書類の提出先は、次のとおりとする。

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省 大臣官房国際部 輸出促進室 (本館4階 ドア番号 本449)

電話 03 - 3502 - 8111 (内線3501)

FAX 03 - 3502 - 0735

担当 国際専門官 岩田 剛

係 員 國 兼 洋 平

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間：10:00～12:00及び13:30～18:00

別表

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策の対象経費

区 分	経 費
1 賃 金	日々雇用者賃金、調査員賃金
2 謝金	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子賄料等）、印刷製本費
5 備品購入費	店舗設営、広報宣伝活動に要する資材等の購入費
6 役務費	通信運搬費、耕筆翻訳費、広告料、販売促進活動にかかる物品(店舗において販売する農林水産物・食品は含まない)の輸送費等
7 委託費	コンサルタント、現地パートナー等の委託費
8 使用料及び賃借料	店舗設置スペース、販売資材、貨客兼用自動車、事業機械器具等の借料及び損料
9 報酬	技術員手当（給料、食品手当）本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く）

（注）「補助対象経費」に掲げる各経費の内容は以下のとおりとする。

1 賃金

「賃金」とは、事業実施主体が事業を実施するために雇用する者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)である。

定められた単価はないが、当該団体内の賃金支払い規則や国・県・市町村の規定によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。

採択決定後の事業実施計画承認申請の際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の提出が必要となる。

また、事業実施主体等の賃金支給規則による場合であっても、本事業と直接関係の無い経費（ボーナス、住宅手当、退職給付金引当金等）については除外して申請する必要がある。

なお、賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。

2 謝金

「謝金」とは、事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供や資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費。検討会における有識者に対する謝金などを含む。

定められた単価はないが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。

採択決定後の事業実施計画承認申請の際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料の提出が必要となる。

なお、事業実施主体の構成員や事業に参画する者に対しては謝金を払うことはできない。

3 旅費

「旅費」とは、事業を実施するため、事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等の実施に必要な旅費に要する経費。

学識経験者等の課題検討会への招へいにかかる国内移動に要する経費、滞在費等を含む。

定められた単価はないが、当該団体内の旅費支払い規則や国・県・市町村の規定によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。

採択決定後の事業実施計画承認申請の際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価の設定根拠となる資料の提出が必要となる。

4 需用費

「需用費」とは、事業を実施するための、各種事務用品、消耗品、消耗器材、用具、調味料、薬品類等の購入に必要な経費。

なお、食糧費の用途は会議用弁当、茶菓子賄料等とし、会食を伴う懇談は補助対象としない。

5 備品購入費

「備品購入費」とは、本事業を実施するために直接必要な備品（機械・装置・物品等の購入並びにこれらの開発、改良、修繕、据付等）の購入に係る経費。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。

なお、単なる備品の購入、簡易整備の実施並びに簡易整備の実施にかかる資材の購入を目的として交付されるものではないので、事業実施上不用と認められる備品購入費・簡易整備の実施経費は補助対象外とする。

簡易整備申請及び取得単価が50万円以上の備品等の購入申請については、採択決定後の企画提案書提出の際に見積書（原則2社以上、該当する設備等を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付していただくこととなります。

また、外国から備品、簡易整備の実施にかかる資材を購入等する場合は、国内に居住する事業代表者が本事業期間中及び本事業終了後に適切に管理できるものに限られますので、管理が可能であることを確認した上で申請してください。

6 役務費

「役務費」とは、事業を実施するため、それだけでは本事業の成果とはなり得ない翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費。

7 委託費

「委託費」とは、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第21の規定に則り、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するために必要な経費。

なお、委託費は、原則として補助金の額の50%以上とすることはできず、事業そのもの又は事業の根幹をなす業務を委託することは認めない。

また、民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。

委託先の選定に当たっては、交付要綱第21の3の規定に則り、原則として競争に付することとする。

8 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、課題検討会や報告会の開催会場の使用料及び借上料のほか、車両、物品等の借料、損料等が該当。

9 報酬

「報酬」の「技術員手当等」とは、本事業を実施するための、企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための技術員、専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を配置するのに必要な経費。

技術員手当等については、定められた単価等はないが、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価等を設定する必要がある。

なお、設定された単価等が妥当であるかの精査のため、上記の支給規則等を応募申請の際に添付すること。

技術員手当等は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務については支払い対象にならない。

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房国際部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

公募に関する説明会出席届

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策の公募に関する説明会へ参加します。
なお、参加者は下記のとおりです。

記

所属・役職	出席者氏名	備考

(出席は1団体につき2名までとする。)

電話番号
FAX番号

(別紙様式第2号)

平成21年 月 日

農林水産省大臣官房国際部長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

公募参加表明書

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策の公募に参加することを表明します。

1. 担当者

所属・役職
氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

2. 本事業により実施する対象都市又は地域

(別紙様式第3号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房国際部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者 氏 名 印

補助事業実施候補者辞退届

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策について、下記の理由により採
択を辞退いたします。

記

(担当者)

所属・役職
担当者氏名
電話番号
F A X 番号

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱

平成18年4月25日付け17国際第1418号
農林水産事務次官依命通知
改正平成19年4月2日付け18国際第1194号
改正平成20年4月1日付け19国際第1247号
改正平成21年4月1日付け20国際第1343号
最終改正平成21年5月29日付け21国際第182号

第1 趣旨

アジア諸国の経済発展に伴う所得の向上などにより、我が国の高品質で安全な農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出を拡大する機会が到来している。この機をとらえ、攻めの農政の重要な柱の一つとして、農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする目標が示されたところである。

この目標達成に資するため、果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される品目の輸出額について明確な目標を設定し、戦略的に輸出に取り組もうとする事業実施主体の輸出拡大プロジェクトを支援することにより、我が国の農林水産物等の輸出拡大を加速化する。また、平成19年3月、農林水産大臣の私的諮問機関である「海外日本食レストラン推奨有識者会議」において取りまとめられた「日本食レストラン推奨計画」の提言の具体化に向けて、事業実施主体が自主的に取り組む海外での推奨事業の実施やそれに伴う活動について支援する。さらに、日本ブランドの輸出を支える我が国のオリジナル品種の保護を図るため、DNA分析による品種識別技術の開発を重点的に支援する。加えて、輸出に取り組む産地等が直面する共通の課題について解決策を提示し、他の産地に普及する取組を一体的に実施する取組を支援する。これらのほか、海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策事業として、海外における外国のバイヤーと日本からの輸出を希望する事業者のマッチングの場を設定する活動及び海外のショッピングモール等を活用した販売促進活動を支援する。

第2 目標

農林水産物等輸出促進支援事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする目標の達成を助長するために実施する。

第3 事業の種類、内容等

- 1 第2の目標の達成に資するために行う事業の種類、事業内容及び事業実施主体は別表1のとおりとする。
- 2 事業実施主体は、農林水産省大臣官房国際部長（以下「国際部長」という。）、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）又は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める公募要領により公募し、その応募者の中から選定された団体等とする。
- 3 上記2により事業実施主体を選定するに当たっては、国際部長、総合食料局長又は生産局長が別に定める選定審査委員会設置要領により設置する選定審査委員会の意見を聞かなければならない。

第4 事業実施計画

- 1 事業実施計画の作成及び承認
事業実施主体は、毎年度、事業実施計画の承認申請書（別記様式第1号）により、事業実施計画を作成し、次に掲げる者に提出して、その承認を受けるものとする。
 - (1) 別表1の「事業の種類」欄の1の事業にあっては、別表2に掲げる事業承認者
 - (2) 別表1の「事業の種類」欄の2の事業にあっては、総合食料局長
 - (3) 別表1の「事業の種類」欄の3の事業にあっては、生産局長
 - (4) 別表1の「事業の種類」欄の4、5及び6の事業にあっては、国際部長
- 2 事業実施計画の変更
事業実施計画の変更のうち、重要な変更（事業の中止又は廃止のほか、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更をいう。）については、1に準じて行うものとする。

第5 事業実施主体の特認の要件及び手続

- 1 別表1の事業実施主体の欄に掲げる特認団体は、次に掲げる要件を満たす団体であって、本事業の事業実施主体となることについて、別表2に掲げる事業承認者、総合食料局長、生

産局長又は国際部長が特に必要と認めるものをいう。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各年度毎の事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 特認団体の認定の手続は、第4の1における事業実施計画の提出の際、併せて特認団体承認申請書（別記様式第2号）を提出することにより行うものとする。

第6 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき、交付要綱に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告等

1 事業の実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施計画を承認した者に対し事業の実施状況を報告するものとする。

2 事業実施報告書の提出

- (1) 事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、別表1の「事業の種類」欄の1に係る事業にあつては別表2に掲げる事業承認者、2に係る事業にあつては総合食料局長、3に係る事業にあつては生産局長、4、5及び6に係る事業にあつては国際部長に提出するものとする。なお、1に係る事業のうち「輸出プロモーターの活用」を実施した事業実施主体は、貿易実務経験や専門的知見を有する者（以下「輸出プロモーター」という。）が事業実施主体に対して実施した業務概要やその成果等を添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、次に掲げる事業については、事業終了年度から起算して3年間、毎年、翌年度の4月末日までに事業成果を報告するものとする。

ア 別表1の「事業の種類」欄の1の事業にあつては、別記様式第3号により別表2に掲げる事業承認者に提出

イ 別表1の「事業の種類」欄の2の事業にあつては、別記様式第4号により総合食料局長に提出

ウ 別表1の「事業の種類」欄の3の事業にあつては、別記様式第5号により生産局長に提出

3 事業の実施状況に対する指導

別表2に掲げる事業承認者、総合食料局長及び生産局長は、2の規定により提出された事業実施報告書の内容について検討し、事業目標の達成状況を踏まえ、目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対し、改善の指導等必要な措置を講じるものとする。

第8 収益納付

- 1 別表1の「事業の種類」欄の2、3又は6の事業に係る事業実施主体に当該事業による収益が生じた場合は、別記様式第6号、別記様式第7号又は別記様式第9号により収益状況報告書を事業終了年度から起算して5年間、毎年、翌年度の6月末日までに総合食料局長、生産局長又は国際部長に提出するものとする。

- 2 国は、1の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、総合食料局長、生産局長又は国際部長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

- 3 別表1の「事業の種類」欄の2の成果について、印刷物を出版する場合にあつては、別記様式第8号により総合食料局長に報告するものとする。

第9 その他

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

別表 1

事業の種類	事業内容	事業実施主体
1 農林水産物等輸出促進対策	<p>果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される品目について意欲的な輸出目標を設定し本格的に輸出に取り組もうとする民間団体等を対象に、これらの方が行う、以下の(1)から(8)までに掲げる輸出環境整備又は市場調査、販売促進事業等の輸出拡大プロジェクトに対して重点的に支援する。</p> <p>(1) 輸出プロモーターの活用 (2)から(8)までの事業の全部又は一部を実施する場合に、必要に応じて、当該事業を強力に推進するための輸出プロモーターを活用する。</p> <p>(2) 輸出能力養成 輸出先駆者を講師とする研修会等の開催や海外の流通現場の実態把握等により、事業実施主体が輸出拡大プロジェクトを企画・立案し、実行するために必要な人材を養成する。</p> <p>(3) 海外輸出環境調査 事業実施主体が取り扱う産品について、海外の流通業界を中心とした市場調査、一般消費者を対象とした嗜好・文化・風習・消費動向等を調査する。</p> <p>(4) 産地PR・ほ場視察 輸出国のバイヤーを輸出産地に招へいし、産地の食文化、気候風土、作物の栽培方法、栽培状況等をPRする。また、栽培農家等と直接商談する機会を設け共通の商品開発を通じ、取扱量や品目の増加を図る。</p> <p>(5) ブランド認証 産地での生産、加工、出荷等に係る統一的な基準を作るとともに、その基準を満たした産品についてブランド認証することにより、輸出相手国産品との差別化・高付加価値化を図る。</p> <p>(6) 物流技術実証 輸出を安定的に行う上で必要な品質保持やコスト削減を実現するための物流システムの構築を図る。</p> <p>(7) 海外輸出環境整備 ア 海外輸出環境整備の推進 海外の関係団体等に対し取扱産品を使用した日本食等を認知させ、海外での販売促進の協力を得る。 イ 輸出産地体制の整備 輸出先国の植物検疫条件等に適合した生産地域の環境整備等を通じて、輸出の定着化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された法人 ・商工組合等中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に基づき設立された法人 ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人 ・森林組合等森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に基づき設立された法人 ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)に基づき設立された法人 ・輸出組合等輸出入取引法(昭和 29 年法律第 299 号)に基づき設立された法人 ・商工会議所等商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)に基づき設立された法人 ・商工会等商工会法(昭和 35 年法律 89 号)により設立された法人 ・一般社団法人又は一般財団法人 ・特認団体(別表 2 の事業承認者が特に必要と認める団体)

<p>2 海外日本食優良店普及推進事業</p>	<p>(8) 海外販売促進活動 海外の百貨店等における販売活動、レストランにおける日本食フェアの開催、効果的な広報活動等により、取扱製品の販売量の拡大を図る。</p> <p>「日本食レストラン推奨計画」の提言の具体化に向けて、事業実施主体が自主的に取り組む以下の(1)から(4)までに掲げる活動について支援する。</p> <p>(1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 事業実施主体が「日本食レストラン推奨計画」の提言の具体化に向けた事業運営を行っていくための検討会を開催する。</p> <p>(2) 基準策定等調査 事業実施主体が海外組織を活用し、特定非営利法人日本食レストラン海外普及推進機構が作成した「推奨ガイドライン」を踏まえ、海外の実状に即した日本食レストランを推奨するための基準の策定等に必要な調査を行う。</p> <p>(3) 情報収集 事業実施主体が「日本食レストラン推奨計画」を効果的に推進するために必要な情報収集を行う。</p> <p>(4) 普及啓発 事業実施主体が日本食、日本食材、日本食レストラン等について普及啓発活動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された法人 ・商工組合等中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に基づき設立された法人 ・一般社団法人又は一般財団法人 ・特認団体(総合食料局長が特に必要と認める団体)
<p>3 品種保護に向けた環境整備</p>	<p>日本ブランドの輸出を支える我が国のオリジナル品種の保護を図るため、以下の(1)及び(2)に掲げるDNA分析による識別技術の開発を重点的に支援する。</p> <p>(1) オリジナル品種の権利保護の取組 海外への輸出を図るオリジナル品種について、品種を識別するためのDNA分析技術を開発し、権利保護を支援する。</p> <p>(2) 花き種苗の品種識別技術開発確立 品種登録数の多い花きについて、品種識別技術を開発し、不正に生産された花きの輸入対策に加え、積極的な海外市場開拓により高品質花きの輸出促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人 ・一般社団法人又は一般財団法人 ・特認団体(生産局長が特に必要と認める団体)
<p>4 農林水産物等輸出課題解決対策</p>	<p>輸出に取り組む産地等が直面する共通の課題について解決策を提示し、同様の課題を有する他の産地等に普及するため、以下の(1)及び(2)を一体的に実施する取組を支援する。</p> <p>(1) 輸出課題解決調査 産地等が直面する課題について関係者により構成される課題解決検討会を設置し問題意識を共有しつつ、解決策を提示するための調査及び研究を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 25 条及び第 575 条の規定に基づき設立された法人 ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 22 年法律第 181 号)に基づき設立された法人 ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人 ・森林組合等森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)

行う。

(2) 普及啓発

(1)の成果について報告書の作成、報告会の開催、情報提供システムの構築等により他の産地等に広く普及する。

5 農林漁業者等マッチング支援緊急対策

海外において、外国のバイヤー（卸売業者等）と、輸出に取り組みたい国内事業者とのマッチング（商談活動）の場を設定するため、以下の（1）及び（2）を一体的に実施する取組を支援する。

(1) 国内事業者への支援

(ア) 企画検討

事業実施国・地域の市場特性、輸出有望産品にかかる情報収集等を行う。

(イ) 参加者募集

参加者の公募を行う。

(ウ) 研修・支援

参加者に対する説明会の開催及び商談活動準備に関する相談受付、アドバイス等の支援を行う。

(2) マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ

(ア) 現地調整

実施箇所・時期・期間の調整、外国バイヤーのリストアップ・マッチング型商談会への招待及びフォローアップを行う。

(イ) 商談会企画検討・運営

担当者派遣、マッチング型商談会の企画及び運営を行う。

(ウ) 広報活動

ダイレクトメール発送・広告等の現地需用者に対する広報を行う。

(エ) 報告書作成

現地バイヤーの選定・招集方法、セミナー・試食会開催概要及びマッチングの成果等に関する報告書を作成する。

に基づき設立された法人

- ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)に基づき設立された法人
- ・輸出組合等輸出入取引法(昭和 29 年法律第 299 号)に基づき設立された法人
- ・商工会議所等商工会議所法(昭和 28 年法律第 14 3号)に基づき設立された法人
- ・商工会等商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に基づき設立された法人
- ・特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づき設立された法人
- ・私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)に基づき設立された法人
- ・独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき設立された法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・特認団体（国際部長が特に必要と認める団体）

- ・会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 25 条及び第 575 条の規定に基づき設立された法人
- ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 22 年法律第 181 号)に基づき設立された法人
- ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人
- ・森林組合等森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に基づき設立された法人
- ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)に基づき設立された法人
- ・輸出組合等輸出入取引法(昭和 29 年法律第 299 号)に基づき設立された法人
- ・商工会議所等商工会議所法(昭和 28 年法律第 14 3号)に基づき設立された法人
- ・商工会等商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に基づき設立された法人
- ・特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づき設立された法人
- ・私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)に基づき設立された法人
- ・独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき設立された法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・特認団体（国際部長が特に必要と認める団体）

6 ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策

日本産農林水産物・食品について、海外の富裕層をターゲットとして需要開拓を行うため、海外のショッピングモール等にワゴンや販売コーナーを設置し、販売促進活動を行うため、以下の(1)及び(2)を一体的に実施する取組を支援する。

(1) 運営体制構築

(ア) 企画検討

事業実施国・地域の市場特性、輸出有望产品及び店舗設置可能場所の事前調査、販売・輸送・公募にかかる体制構築、運営計画策定等を行う。

(イ) 販売産品募集

店舗運営計画に基づき、販売産品の公募を行う。

(ウ) 研修・支援

国内の生産者等の出品者のうち、現地での販売促進活動を行う者を中心に相談受付、アドバイス等の支援を行う。

(2) 運営・販売促進

(ア) 現地調整

実施箇所・時期・期間の調整、事業目的を十分に達成できる販売エリアの確保し、店舗の造作、装飾、什器等の手配等を行う。

(イ) 販売促進活動

販売員の配置、販売促進活動の実施及び販売を通じた情報収集等を行う。

(ウ) 広報活動

ダイレクトメール発送・広告等の現地需用者に対する広報を行う。

(エ) 報告書作成

店舗設立にあたっての準備作業の内容、店舗の運営方法・販売成果、店舗運営により判明した課題等の報告書を作成する。

- ・会社法(平成17年法律第86号)第25条及び第575条の規定に基づき設立された法人
- ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和22年法律第181号)に基づき設立された法人
- ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき設立された法人
- ・森林組合等森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき設立された法人
- ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された法人
- ・輸出組合等輸出入取引法(昭和29年法律第299号)に基づき設立された法人
- ・商工会議所等商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づき設立された法人
- ・商工会等商工会法(昭和35年法律第89号)に基づき設立された法人
- ・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき設立された法人
- ・私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づき設立された法人
- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき設立された法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・特認団体(国際部長が特に必要と認める団体)

別 表 2

農林水産物等輸出促進対策に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
林産業分野及び水産業分野の事業実施主体	国際部長
その他の事業実施主体	_____
輸出を促進しようとする製品の産地等 が特定の地方農政局の管轄区域(注)に ある事業実施主体	農林水産省 地方農政局長
輸出を促進しようとする製品の産地等 が沖縄県にある事業実施主体	内閣府 沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体 (全国団体、北海道の団体など)	国際部長

(注)地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成12年政令第253号)第91条に定める管轄区域である。

(別添1)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 農林水産物等輸出促進対策の実施体制

2. 事業の目的

3. 現状と課題等

(1) これまでの輸出の取組(実績)

(2) 輸出の現状

(3) 輸出の課題

(4) 課題を解決するための取組方針
(注)取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

4. 輸出金額の目標及び実績等

(1) 対象国又は地域

(2) 特定品目(果実、水産、加工食品等の別)

(3) 特定品目の内訳

内 訳	目標 実績 の別	平成・・年 (現状)	平成・・年	平成・・年	平成・・年	平成・・年
	目標額					
実績額						
目標額						
実績額						
合 計	目標額					
	実績額					

(注1) 特定品目に内訳がある場合にのみ作成。内訳がない場合は特定品目全体での目標

額及び実績額を記載すること。

(注2) 特定品目の内訳は特定品目毎に作成すること。

(注3) 特定品目の内訳が多数の場合、これを別葉とすることができる。

(注4) 基準年は原則として事業実施年度の前年度とするが、品目の特性等に応じて変更することができる。

(注5) 目標額及び実績額は、事業実施主体自らが取り扱う品目の輸出金額(単位は任意)を記載すること。

5. 活動内容

(1) 輸出プロモーターの活用

ア 目的

イ 事業の概要

(ア) 輸出プロモーターを活用して実施する取組の内容

(イ) 輸出プロモーターの概要

ウ 事業実施期間中の活用計画

エ 期待される成果等

(注1) 輸出プロモーターが個人の場合は履歴書、過去の輸出促進関係業務等、法人の場合は会社概要、類似の業務実績等を添付すること。

(注2) 事業実施主体と輸出プロモーターとの間で締結する契約書の案(締結済みの場合にあってはその写し)を添付すること。

(2) 輸出能力養成

ア 目的

イ 養成の対象者・対象者数

ウ 養成の手段・方法等

エ 養成が期待される具体的な能力

オ 実施体制

カ 実施時期

(3) 海外輸出環境調査

ア 目的

イ 方法

(ア) 調査の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 調査対象

(エ) 調査対象者数

(オ) 調査内容

ウ 調査結果の活用方法

エ 調査の実施体制

オ 実施時期

カ その他参考となる事項

(4) 産地PR・ほ場視察

ア 目的

イ 方法

(ア) 招へいする対象者

(イ) 産地PR・視察の内容

(ウ) 商談会の内容

ウ 実施体制

エ 実施時期

(5) ブランド認証

ア 目的

イ 方法

(ア) 認証基準の内容

(イ) ブランド認証の内容

ウ 実施体制

エ 実施時期

(6) 物流技術実証

ア 目的

イ 方法

(ア) 実証技術の内容

(イ) 実証期間

(ウ) 実証経路

ウ 実施体制

エ 実施時期

(7) 海外輸出環境整備

ア 輸出環境整備推進
(ア) 目的

(イ) 試食会等の実施時期

(ウ) 対象者（団体）

(エ) 試食会等の内容

(オ) 実施体制

イ 輸出産地体制整備

(ア) 目的

(イ) 生産地検査等の実施時期

(ウ) 対象となる生産地

(エ) 検査等の内容

(オ) 実施体制

(8) 海外販売促進活動

ア 販売活動

(ア) 場所（百貨店、レストラン等）

(イ) 実施期間

(ウ) 対象者

(エ) 内容

イ 広報

(ア) 広報の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 広報の対象者

(エ) 内容

(注) 事業実施主体は、(1)から(8)までの事業を単独又は適切に組み合わせて実施するものとする。ただし、(1)の事業は、(2)から(8)までの事業の全部又は一部と組み合わせて実施するものとする。

6. 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 5の事業毎、月毎にスケジュールを記載すること。

(2) 事業完了予定年月日

7. 事業担当者連絡先

(1) 役職名及び氏名

(2) 郵便番号及び住所

(3) 電話番号及び FAX 番号

(4) E メールアドレス

8. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他	
	円	円	円	円	
輸出プロモーターの活用					費費 円円
輸出能力養成					費費 円円
海外輸出環境調査					費費 円円
産地PR・ほ場視察					費費 円円
ブランド認証					費費 円円
物流技術実証					費費 円円
海外輸出環境整備					費費 円円
海外販売促進活動					費費 円円
計					

- (注1) 必要に応じて資料を添付すること。輸出プロモーターの活用を実施する場合にあっては、輸出プロモーターが個人の場合にあっては履歴書、過去の輸出促進関係業務等、法人の場合にあっては会社概要、過去の類似実績等を必ず添付すること。
- (注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

9. 特記事項

10. 添付資料

(別添2)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 海外日本食優良店普及推進事業の実施体制

2. 現状と課題等

(1) これまでの取組(実績)

(2) 現状

(3) 課題

(4) 課題を解決するための取組方針
(注)取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

3. 海外日本食優良店普及促進事業の目標

4. 活動内容等

(1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会
ア 目的

イ 方法
(ア) 検討事項

(イ) 運営委員会開催地

(ウ) 実施時期

(エ) 出席者委員

(2) 基準策定等調査
ア 目的

イ 方法
(ア) 調査の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 調査対象

(エ) 調査対象者数

(オ) 調査内容

ウ 調査結果の活用方法

エ 調査の実施体制

オ その他参考となる事項

(3) 情報収集

ア 目的

イ 方法

(ア) 調査の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 調査対象

(エ) 調査対象者数

(オ) 調査内容

ウ 調査結果の活用方法

エ 調査の実施体制

オ その他参考となる事項

(4) 普及啓発

ア 目的

イ 方法

(ア) 普及啓発の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 普及啓発対象

(エ) 普及啓発内容

ウ 普及啓発の実施体制

エ その他参考となる事項

5. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他	
	円	円	円	円	
海外日本食優良店普及促進組織運営委員会					費費 円円
基準策定等調査					費費 円円
情報収集					費費 円円
普及啓発					費費 円円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添3)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 品種保護に向けた環境整備の実施体制

2. 本事業で取り組もうとする植物の現状と課題等について

(1) 育成者権の状況等

植物の種類	品種名	育成者権の存続期間	備考

(注)花き種苗の品種識別技術開発確立については記載不要。

(2) (1)の植物の品種又は花きについての品種保護とDNA品種識別技術に関する現状と課題

植物の種類と品種名	現状	課題	対処方針等

3. 年度別取組内容

植物の種類と品種名	平成・・年	平成・・年	平成・・年

(注) 取組内容については技術開発の内容や事業規模(品種数、マーカー数等)を記載すること。

4. 推進会議等の開催

会議等の名称	開催時期	参加者の所属・氏名	検討内容等

5. 各年毎の輸出金額の目標等
植物の種類 () 品種名 ()

	平成・・年 (現状)	平成・・年 (目標)	平成・・年 (目標)	平成・・年 (目標)	平成・・年 (目標)	備 考
輸出数量 輸出金額						
国内生産量 国内生産額						
国内侵害発生状況 海外侵害発生状況						

(注1) 花き種苗の品種識別技術開発確立については品種名の記載は不要。

(注2) 現状は事業実施年度の前年とし、目標は事業終了年度の翌年度から3年間分まで記載すること。

6. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
オリジナル品種の 権利保護の取組	円	円	円	円	費 費 円 円
花き種苗の品種識別 技術開発確立					費 費 円 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添 4)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業担当者連絡先

ア 役職名及び氏名

イ 郵便番号及び住所

ウ 電話番号及び FAX 番号

エ Eメールアドレス

2 事業の実施体制及び具体的内容

(1) 実施体制

(注) 担当部署名及び担当者数について具体的に記載すること。

(2) 取組の具体的内容等

ア 現状

イ 課題及び目標

ウ 事業内容

(注) 課題を解決するための調査内容及び方法並びに成果についての普及方法等について具体的に記載すること。

3. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
輸出課題解決調査	円	円	円	円	費 費 円 円
普及啓発					費 費 円 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添 5)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業担当者連絡先

ア 役職名及び氏名

イ 郵便番号及び住所

ウ 電話番号及び FAX 番号

エ Eメールアドレス

2 事業の実施体制及び具体的内容

(注) 担当者数、配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等について具体的に記載すること。

3 事業実施国・地域における日本産食品普及の現状及び課題

ア 事業実施国・地域の市場特性、日本産食品の普及状況及び有望産品

イ 事業実施国・地域において日本産食品の普及を拡大するための課題及び方策

4 事業内容

ア 国内事業者への支援

(ア) 参加者の募集方法

(イ) 参加者への情報提供、事前準備支援の内容

イ マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ

(ア) 実施箇所

(イ) 実施時期、期間

(ウ) 現地需用者（バイヤー等）の参集方法

(エ) マッチング型商談会の内容

(オ) 商談会のフォローアップの方法

(カ) 事業報告（作成する報告書の概要、公表方法・時期）

5 . 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
国内事業者への支援	円	円	円	円	費 円 費 円
マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ					費 円 費 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添 6)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業担当者連絡先

ア 役職名及び氏名

イ 郵便番号及び住所

ウ 電話番号及び FAX 番号

エ Eメールアドレス

2 事業の実施体制及び具体的内容

(注) 担当者数、配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等について具体的に記載すること。

3 事業実施国・地域における日本産食品普及の現状及び課題

ア 事業実施国・地域の市場特性、日本産食品の普及状況及び有望産品

イ 事業実施国・地域において日本産食品の普及を拡大するための課題及び方策

4 事業内容

ア 運営体制構築

(ア) 店舗運営体制構築にかかる調査計画

(イ) 国内の生産者等の出品者への情報提供、事前準備支援の内容

イ 運営・販売促進

(ア) 実施箇所

(イ) 実施期間

(ウ) 店舗のコンセプト、構造及びデザイン

(エ) 販売促進イベント、広報活動の内容

(オ) 事業報告（作成する報告書の概要、公表方法・時期）

5 . 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
運営体制構築	円	円	円	円	費 円 費 円
運営・販売促進					費 円 費 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

番 年 月 号 日

別表2に掲げる事業承認者
 農林水産省総合食料局長 } 殿
 農林水産省生産局長 }
 農林水産省大臣官房国際部長 }

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業の事業実施計画の(変更)承認申請について
() (注2) (注1)

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第4の1(注3)に基づき、関係書類を添えて(変更)承認について申請します。

(変更の理由) (注4)

- (注1) 「農林水産物等輸出促進対策」、「海外日本食優良店普及推進事業」、「品種保護に向けた環境整備」、「農林水産物等輸出課題解決対策」、「農林漁業者等マッチング支援緊急対策」又は「ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策」を記載すること。
- (注2) (注1)で「品種保護に向けた環境整備」を記載した場合においては、「オリジナル品種の権利保護の取組」又は「花き種苗の品種識別技術開発確立」を記載すること。
- (注3) 変更承認申請の場合は「第4の2」とする。
- (注4) 変更承認申請の場合のみ記入し、事業実施計画の承認通知があった事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- (注5) 別添資料を添付すること。
 農林水産物等輸出促進対策は「別添1」
 海外日本食優良店普及推進事業は「別添2」
 品種保護に向けた環境整備は「別添3」
 農林水産物等輸出課題解決対策は「別添4」
 農林漁業者等マッチング支援緊急対策は「別添5」
 ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策は「別添6」

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(月～月)
- 7 構成者

構成者名	所在地	代表者氏名	大企業・中小 企業の別	従業員数	資本金

年間販売額	主要事業	支配関係	備考

(注)生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規定等組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

別表2に掲げる事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業に係る事業成果の報告について
（農林水産物等輸出促進対策）

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）第7の2の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施主体

- (1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

2. 輸出金額の目標及び実績等

- (1) 対象国又は地域
- (2) 特定品目（果実、水産、加工食品等の別）
- (3) 特定品目の内訳

種 類	目標額 実績額 の別	平成・・年	平成・・年	平成・・年	平成・・年	平成・・年
		目標額				
	実績額					
	目標額					
	実績額					
合 計	目標額					
	実績額					

- (注1) 特定品目に内訳がある場合にのみ作成。内訳がない場合は特定品目全体での目標額及び実績額を記載すること。
- (注2) 特定品目の内訳は特定品目毎に作成すること。
- (注3) 特定品目の内訳が多数の場合、これを別葉とすることができる。
- (注4) 目標額は、事業実施計画に記載した目標額を記載し、実績額は、事業実施主体自ら取り扱った品目の輸出額を記載すること。

3. 活動内容

(注1) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

(注2) 「輸出プロモーターの活用」を実施した事業実施主体は、輸出プロモーターが事業実施主体に対して実施した業務内容やその成果等を添付すること。

4. 評価

(1) 目標達成率

(注) 事業実施年の目標額に対する実績額の比率を記載すること。

(2) 目標達成率の背景(要因)

(注) 具体的に記載すること。

別記様式第4号(第7の2の(2)のイ関係)

番 年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業に係る事業成果の報告について
(海外日本食優良店普及促進事業)

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第7の2の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

2. 海外日本食優良店普及促進事業の目標

3. 実績、活動内容

(注)当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

4. 評価

(1) 目標達成率

(2) 目標達成率の背景(要因)
(注)具体的に記載すること。

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業に係る事業成果の報告について
（品種保護に向けた環境整備）

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官通知）第7の2の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施主体

- (1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。

2. 輸出金額の目標、実績等

植物の種類（ ） 品種名（ ）

		平成・年	平成・年	平成・年	平成・年	平成・年	備考
輸出数量	目標						
	実績						
国内生産量	目標						
	実績						
国内生産額	目標						
	実績						
国内侵害発生状況	目標						
	実績						
海外侵害発生状況	目標						
	実績						

- (注1) 花き種苗の品種識別技術開発確立については品種名の記載は不要。
- (注2) 目標は事業終了年度の翌年度から3年間分まで記載すること。
- (注3) 単位を明記すること。
- (注4) 目標欄は、事業実施計画に記載した目標額を記載すること。

3. 活動内容

- (注) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

4. 評価

- (1) 目標達成率
- (2) 目標達成率の背景（要因）
(注) 具体的に記載すること。

別記様式第6号(第8の1関係)

海外日本食優良店普及促進に関する収益状況報告書

番 年 月 日 号

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった海外日本食優良店普及促進事業に関する平成 年度の収益の状況について、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業に係る成果の収益
項目名() 円
- 2 補助金の確定額
平成 年 月 日付け 第 号確定 円

別記様式第7号(第8の1関係)

品種保護に向けた環境整備に関する収益状況報告書

番 年 月 号 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった品種保護に向けた環境整備に関する平成 年度の収益の状況について、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助事業に係る工業所有権の譲渡又は実施権の設定による収益
項目名() | 円 |
| 2 | 補助事業の成果の企業化による収益 | 円 |
| 3 | 企業化に係る総費用 | 円 |
| 4 | 補助事業に関連して支出した開発費の総額 | 円 |
| 5 | 補助金の確定額
平成 年 月 日付け 第 号確定 | 円 |
| 6 | 補助事業の成果が企業化事業に利用された割合
算定根拠:

(注)収益計算書等を添付すること。 | % |

別記様式第8号(第8の3関係)

番 年 月 日
号 日

農林水産省総合食料局長 殿

住 所
氏 名 印

著作物の出版報告書

貴省 の著作にかかわる「 」は、極めて貴重かつ有益な資料であり、一般の需要も多いため、下記のとおり出版することを報告します。

記

- 1 出版物名
- 2 発行部数
- 3 規格及び頁数
- 4 販売予定価格
- 5 添付資料
 - (1) 原価計算内訳等
 - (2) その他

別記様式第9号(第8の1関係)

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策に関する収益状況報告書

番 年 月 日 号

農林水産省大臣官房国際部長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったショッピングモール活用型
需要開拓緊急対策に関する平成 年度の収益の状況について、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平
成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、下記のとおり報
告します。

記

- 1 補助事業に係る成果の収益 項目名() 円
- 2 補助金の確定額 平成 年 月 日付け 第 号確定 円

農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱

平成18年4月25日付け17国際第1419号
農林水産事務次官依命通知
改正平成19年4月2日付け18国際第1195号
改正平成20年4月1日付け19国際第1248号
改正平成21年4月1日付け20国際第1344号
最終改正平成21年5月29日付け21国際第183号

- 第1 農林水産大臣は、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 補助事業に関する事業の経費及びこれに対する補助率等は、別表1に掲げるところによる。
- 第3 次の(1)及び(2)に掲げる流用をしてはならない。
(1) 別表1の区分の欄に掲げる1から6までの事業の相互間における流用
(2) 別表1の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)から(8)までの経費の(1)への流用
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別表1の区分の欄の1の事業（以下「農林水産物等輸出促進対策」という。）にあっては別記様式第1号の1とし、同欄の2、3、4、5及び6の事業（以下「その他の補助事業」という。）にあっては別記様式第1号の2のとおりとする。
2 前項の申請書は、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に正副2部を提出するものとする。
3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者が別に定める日とする。
- 第6 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、第4の第2項の規定に基づく申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、農林水産物等輸出促進対策にあっては別記様式第2号の1により、その他の補助事業にあっては別記様式第2号の2により事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。
- 第7 事業実施主体は規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者の、その他の補助事業にあっては農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、農林水産物等輸出促進対策にあっては別記様式第3号の1の補助金変更承認申請書正副2部を別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては別記様式第3号の2の補助金変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第9 事業実施主体は規則第3条第2号の規定により、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者の、その他の補助事業にあっては農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出しなければならない。

- 第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第4号により補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長又は農林水産省生産局長(以下「国際部長等」という。)が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。
- 第11 事業実施主体は、補助事業が当該年度内に完成する場合において、その完成を確実にしめるために、国庫補助金の概算払を必要とするときは、第10のただし書の概算払請求書により概算払を請求することができる。
なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。
- 第12 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、農林水産物等輸出促進対策にあっては別記様式第5号の1とし、その他の補助事業にあっては別記様式第5号の2のとおりとし、正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出するものとする。
2 第4の第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
3 第4の第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に報告するとともに、報告先からの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 第13 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、第12の第1項の実績報告書等の提出を受けた場合には、当該報告書等の書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、別記様式第7号により事業実施主体に通知するものとする。
2 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、前項の規定により補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
3 前項の規定による補助金の返還期限は、農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者が別に定める日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 第14 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
(1) 事業実施主体が法令又はこの要綱に違反した場合
(2) 事業実施主体が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
(3) 事業実施主体が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
2 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
3 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、前項の規定に基づいて補助金の返還を命ずる場合には、事業実施主体に対して年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
4 2の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第13の第3項の規定を準用する。
- 第15 事業実施主体は、事業により取得した財産については、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 第16 事業実施主体は、適正化法第22条の規定に基づく農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第8号による財産処分承認申請書正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第17 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく各省各庁の長が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 第18 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管の期間は、事業終了年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係

書類を整備保管しなければならない。

第19 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときはこの限りでない。

第20 事業実施主体のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人は、別記様式第10号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第11号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第21 事業実施主体は、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができるものとする。

2 前項の規定に基づき委託する場合にあっては、委託の内容を記載した書類を実施要綱第4の規定に基づき事業実施計画を承認した者に正副2部提出するものとする。

3 第1項の規定に基づく委託先の選定に当たっては、原則として競争に付することとする。

別 表 1

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経 費 の 配 分 の 変 更	事業の内容の変更
1 農林水産物等輸出促進対策	(1) 輸出プロモーターの活用 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (2) 輸出能力養成 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (3) 海外輸出境調査 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (4) 産地 PR・ほ場視察 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (5) ブランド認証 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (6) 物流技術実証 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (7) 海外輸出環境整備 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (8) 海外販売促進活動 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	(1) 定額(ただし、500万円を限度とする。) (2)から(8)まで 1/2以内	1 事業費の総額又は国庫補助金の総額の30%を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業実施地域の変更 目標額の変更 輸出プロモーターの変更
2 海外日本食優良店普及推進事業	(1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (2) 基準策定等調査 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	定 額	1 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業実施地域の変更

<p>3 品種保護に向けた環境整備</p>	<p>(3) 情報収集 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p> <p>(4) 普及啓発 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p>	<p>1/2 以内</p>	<p>1 事業費又は国庫補助金の 30 % を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30 % を超える増減</p>	<p>対象品目の変更</p>
<p>4 農林水産物等輸出課題解決対策</p>	<p>(1) オリジナル品種の権利保護の取組 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p> <p>(2) 花き種苗の品種識別技術開発確立 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>1 事業費又は国庫補助金の 30 % を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30 % を超える増減</p>	<p>輸出課題の変更</p>
<p>5 農林漁業者等マッチング支援緊急対策</p>	<p>(1) 国内事業者への支援 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(ウ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p> <p>(ア) 企画検討費 (イ) 参加者募集経費 (ウ) 参加者への研修、支援経費 参加者の研修参加に伴う旅費は対象としない。</p> <p>(2) マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(エ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p>	<p>定 額</p>	<p>1 事業費又は国庫補助金の 30 % を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の(1)及び(2)相互間におけるそれぞれの経費の 30 % を超える増減</p>	<p>事業実施地域の変更 事業実施回数の変更</p>

<p>6 ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策</p>	<p>(ア) 現地調整費 (イ) 商談会企画検討・運営費 参加者の渡航費及び輸送費は対象としない。 (ウ) 広報活動費 (エ) 報告書作成費</p> <p>(1) 運営体制構築 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(ウ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p> <p>(ア) 企画検討費 (イ) 販売産品募集経費 (ウ) 国内生産者等の出品者への研修、支援経費 出品者の研修参加に伴う旅費は対象としない。</p> <p>(2) 運営・販売促進 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(エ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p> <p>(ア) 現地調整費 (イ) 販売促進活動費 (ウ) 広報活動費 (エ) 報告書作成費 出品者の渡航費及び輸送費は対象としない。</p>	<p>定 額</p>	<p>1 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の(1)及び(2)相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	<p>事業実施箇所の変更</p>
-------------------------------	---	------------	--	------------------

別 表 2

農林水産物等輸出促進対策に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者	
林産業分野及び水産業分野の事業実施主体	農林水産大臣	
その他の事業実施主体		
	輸出を促進しようとする製品の産地等 が特定の地方農政局の管轄区域(注)に ある事業実施主体	農林水産省 地方農政局長
	輸出を促進しようとする製品の産地等 が沖縄県の区域の事業実施主体	内閣府 沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体 (全国団体、北海道の団体など)	農林水産大臣	

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成 12 年政令第 253 号)第 91 条に定める管轄区域である。

別記様式第1号の1(第4関係)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付申請書
(農林水産物等輸出促進対策)

番 年 月 日

別表2に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第4の規定に基づき、補助金 円(総事業費 円、うち自己負担金 円、その他 円)の交付を申請します。

記

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第4の規定に基づき平成 年 月 日付け 第 号で提出した農林水産物等輸出促進支援事業(農林水産物等輸出促進対策)実施計画書(以下「事業実施計画書」という)の記載内容に従い事業を実施する。

事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分及び負担区分、補助事業の完了予定年月日については、事業実施計画書の記載内容と同じである。

別記様式第1号の2(第4関係)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

区 分	金 額	備 考
1. 海外日本食優良店普及促進事業 (1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 (2) 基準策定等調査 (3) 情報収集 (4) 普及啓発		
2. 品種保護に向けた環境整備 (1) オリジナル品種の権利保護の取組 (2) 花き種苗の品種識別技術開発確立		
3. 農林水産物等輸出課題解決対策 (1) 輸出課題解決調査 (2) 普及啓発		
4. 農林漁業者等マッチング支援緊急対策 (1) 国内事業者への支援 (2) マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ		
5. ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策 (1) 運営体制構築 (2) 運営・販売促進		
合 計		

(注) 該当する事業についてのみ記入すること。

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

（注） 事業の目的及び事業の内容については、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき承認された事業計画（又は実績）を添付すること。

経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		国 庫 補助金 (A)	自 己 負担金 (B)	その他 (C)	
1. 海外日本食優良店普及促進事業 (1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 (2) 基準策定等調査 (3) 情報収集 (4) 普及啓発	円	円	円	円	
2. 品種保護に向けた環境整備 (1) オリジナル品種の権利保護の取組 (2) 花き種苗の品種識別技術開発確立					
3. 農林水産物等輸出課題解決対策 (1) 輸出課題解決調査 (2) 普及啓発					
4. 農林漁業者等マッチング支援緊急対策 (1) 国内事業者への支援 (2) マッチング型審談会の企画、運営及びフォローアップ					
5. ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策 (1) 運営体制構築 (2) 運営・販売促進					
合 計					

（注） 1 該当する事業についてのみ記入すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 負 担 金					
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1．海外日本食優良店普及促進事業 (1) 海外日本食普及促進組織運営委員会 (2) 基準策定等調査 (3) 情報収集 (4) 普及啓発	円	円	円	円	
2．品種保護に向けた環境整備 (1) オリジナル品種の権利保護の取組 (2) 花き種苗の品種識別技術開発確立					
3．農林水産物等輸出課題解決対策 (1) 輸出課題解決調査 (2) 普及啓発					
4．農林漁業者等マッチング支援緊急対策 (1) 国内事業者への支援 (2) マッチング型懇談会の企画、運営及びフォローアップ					
5．ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策 (1) 運営体制構築 (2) 運営・販売促進					
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

添付書類

- 1 事業実施主体の定款又は寄付行為等
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合には、委託契約書の写し（実績報告に限る。）

事業実施主体の長 殿

農林水産大臣

農政局長

内閣府沖縄総合事務局長

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金の交付決定の通知について
（農林水産物等輸出促進対策）

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の規定に基づき平成 年 月 日付け 第 号で提出された事業実施計画書の積算内訳の負担区分の欄記載のとおりとする。
- 4 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定めるもののほか、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）及び実施要綱に従わなければならない。

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

農林水産大臣

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金の交付決定の通知について

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定めるもののほか、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）及び農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。

別記様式第3号の1（第7関係）

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書
（農林水産物等輸出促進対策）

番 号
年 月 日

別表2に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき申請します。

記

（注1）記の記載要領は、実施要綱第4の規定に基づき承認された事業実施計画書に準ずるものとする。

この場合において、事業実施計画書中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注2）添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

(補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書
(農林水産物等輸出促進対策)

番 年 月 日 号

別表2に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)に伴う経費の配分内容

別記様式第3号の2（第7関係）

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき申請します。

記

- (注1) 記の記載要領は、別記様式第1号の2の記に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- (注2) 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

(補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)に伴う経費の配分内容

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
別表2に掲げる交付決定者 } 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分 (注)	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月末日までに完了したものの		1月1日以降に実施するものの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
農林水産物等輸出 促進支援事業補助金 交付要綱の別表1の区 分の欄に掲げる区分 並びに経費の欄に掲 げる事業及びその経 費を記載する。	円	円	%	円		

(注) 該当する事業についてのみ記入すること。

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金実績報告書
(農林水産物等輸出促進対策)

番 号
年 月 日

別表 2 に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱 (平成 18 年 4 月 25 日付け 17 国際第 1419 号農林水産事務次官依命通知) 第 12 の規定に基づき、その実績を報告します。(なお、併せて未受領額 円 の交付を申請します。)

記

- (注 1) 記の記載要領は、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱 (平成 18 年 4 月 25 日付け 17 国際第 1418 号農林水産事務次官依命通知) 第 4 の規定に基づき提出した農林水産物等輸出促進支援事業 (農林水産物等輸出促進対策) 実施計画書に準ずるものとする。
- (注 2) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること、また、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものについては必要書類を添付する。
- (注 3) 農林水産物等輸出促進対策において輸出プロモーターの活用を実施した事業実施主体は、輸出プロモーターが事業実施主体に対して実施した業務概要やその成果等を添付すること。

別記様式第 5 号の 2 (第12関係)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱 (平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知) 第12の規定に基づき、その実績を報告します。(なお、併せて未受領額 円の交付を申請します。)

記

- (注 1) 記の記載要領は、別記様式第 1 号の 2 の記に準ずるものとする。
(注 2) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること、また、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものについては必要書類を添付すること。

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 日 号

農林水産大臣
別表2に掲げる交付決定者 } 殿

所在地
団体名
代表者名
印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった農林水産物等輸出促進支援事業補助金について、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3 - 2)	金	円

別記様式第7号（第13関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

農林水産大臣

別表2に掲げる交付決定者

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金の額の確定について

このことについて、平成 年 月 日付け 第 号をもって提出された平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金実績報告書により、平成 年 月 日付け 第 号（及び平成 年 月 日付け 第 号変更通知）による交付決定通知に係る補助金の額 円は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 } 殿
別表2に掲げる交付決定者 }

所在地
名称
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき下記のとおり処分したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分の方法（処分評価書又は見積価格を含む。）
- 3 処分財産の名称、型式、数量、耐用年数、取得価格、補助金額及び補助率
- 4 現況図面又は写真

別記様式第9号(第18関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名											
事業種類	事業の内容				工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
								国庫補助金	その他						
							円	円	円						
	計														
	計														
		合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の法人の名称		
4. 交付実績額		千円 (A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
	内 容	金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合		% (B / A)

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」については、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容及び支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。
<「(2) (1)以外の支出」の具体例>
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第11号（第20関係）

平成 年度補助金等概要報告書

法人名	
-----	--

(1) 年間収入（総収入 - 前期繰越金）	千円（A）		
(2) 補助金等の交付実績額			
名 称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
	合	計	千円（B）
(3) 補助金等の年収比率			%（B/A）